

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に関する協定

東京都（以下「甲」という。）と江戸川区（以下「乙」という。）は、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）（以下「法」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき乙が指定する指定暑熱避難施設について、同条第 3 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、法第 19 条第 1 項に規定する熱中症特別警戒情報が発表された際に、甲が管理する指定暑熱避難施設を住民等に速やかに開放し、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するために、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この協定において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。） 甲が管理する庁舎、事務所等の施設であって、法第 21 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものとして乙が指定するものをいう。
- 二 熱中症特別警戒情報 法第 19 条第 1 項に規定する、気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずる恐れがある場合として、環境大臣が発表する当該被害の発生を特に警戒すべき旨の情報をいう。

（対象施設）

第 3 条 本協定の対象施設となるクーリングシェルターは、別紙 1 のとおりとし、法第 21 条第 2 項の施設の管理者の同意は、本協定の締結をもってなされたものとみなす。

（基本的な役割）

- 第 4 条** 甲は、熱中症特別警戒情報が発表された際に、クーリングシェルターを住民等へ開放し、暑さをしのぐことができる場所として提供するものとする。
- 2 甲は、クーリングシェルターの冷房設備の点検を定期的に行い、受入れ人数に応じた必要かつ適切な空間を確保するものとする。
 - 3 乙は、熱中症特別警戒情報が発表された際に、クーリングシェルターを住民等へ周知し、特に高齢者やエアコンを使用できない者に対しての利用を促すものとする。
 - 4 本協定に定めるほか、乙は、必要に応じて甲と協議を行い、開放に伴う受入体制等のクーリングシェルターの運営に関する事項を定めるものとする。

（熱中症特別警戒情報発表時以外の対応）

第 5 条 熱中症特別警戒情報等に関する指針に定める熱中症特別警戒情報等の運用期間中は、熱中症特別警戒情報の発表がない場合においても、人の健康に係る被害の発生を防

止するため、甲及び乙は次の措置を講じるものとする。

- 一 甲は、当該施設を住民等が暑熱を避けるための滞在場所であるTOKYOクールシェアスポットとして、一般に開放するものとする。
- 二 乙は、クーリングシェルターを住民等へ周知し、その利用を促すものとする。

(変更の協議)

第6条 甲は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
ただし、有効期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからでも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年6月1日

甲 住所	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名	東京都 東京都知事 小 池 百 合 子
乙 住所	東京都江戸川区中央一丁目4番1号
氏名	江戸川区 江戸川区長 斉 藤 猛

別紙1 クーリングシェルター

名称	所在地	開放可能日等	受入可能人数	対象の場所
葛西海浜公園	江戸川区臨海町6丁目地先	全日 9:00 から 17:00 まで	20 人	葛西海浜公園管理事務所 1F「いきものステーション」
カヌー・スラロームセンター	江戸川区臨海町 6-1-1	全日 9:00 から 17:00 まで	38 人	多目的棟共有スペース